

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 3 号
件 名	福祉医療機構が行う、社会福祉施設職員等の退職手当共済に係る公費助成の継続に関する意見書の提出について
要 旨	<p>令和2年度の社会保障審議会福祉部会において、独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設職員等の退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフィッティングの観点等も踏まえて、さらに検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとすると示されています。</p> <p>保育所、認定こども園に従事する職員の退職手当共済制度（社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき実施）は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的としています。令和6年度において、保育所、認定こども園に係る退職手当支給財源については、1人当たり年額13万6,500円のうち、3分の2が公費助成（3分の1は事業主負担）で賄われています。この公費助成の在り方を、国において令和6年度までに結論を得るべく、検討されることになっています。</p> <p>現状、事業主負担で賄われる退職手当共済掛金が、公費助成なしの掛金負担で継続された場合、保育所、認定こども園の収入源（公定価格）には、掛金を今以上に負担できる余力がありません。したがって、職員への退職手当の支給ができなくなることから、これまで進められてきた職員に対する処遇改善の減退につながります。このことにより、保育人材の確保が現状よりもさらに困難となり、子供政策の推進に大きな支障をもたらします。少子化対策が待ったなしとされる社会において、既に保育に従事する職員及びこれから入職しようとする人材は、今後策定されていく様々な行動計画や制度政策の大きな柱です。</p> <p>以上のことから、ぜひとも、多くの保育所、認定こども園に従事する職員の継続された身分の安定と少子化・子育て政策の推進のために、国及び政府関係機関へ公費助成の継続を求める意見書を提出していただくよう陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年9月26日 市民厚生常任委員会
受 理	令和6年9月5日 第277号